

企画建設常任委員会 摘 録

1. 開 催 日 令和5年4月28日(金) 第3委員会室
2. 出席委員 吉川遂也委員長 藤原洋二副委員長 堀井秀昭 徳永泰臣 近藤久子 政野太
松本みのり
3. 欠席委員 なし
4. 事務局職員 横山和昭議会事務局議事調査係長
5. 説 明 員 なし
6. 委員外議員 なし
7. 傍 聴 者 なし
8. 会議に付した事件
 - 1 正副委員長の互選について
 - 2 広島県水道広域連合企業団議会議員の選出について
 - 3 所管事務調査について

午後2時9分 開 議

○横山和昭議会事務局議事調査係長 ただいまより企画建設常任委員会を開会いたします。庄原市議会委員会条例第9条第2項の規定に基づき、委員長・副委員長は委員会において互選されることとなっております。委員長が選挙されるまでの間は、庄原市議会委員会条例第10条第2項の規定により、年長委員が委員長の職を行うこととなっております。出席委員中、近藤久子委員が年長の委員でありますので御紹介いたします。それでは近藤委員、よろしく願いいたします。

〔近藤久子委員 委員長席へ〕

○近藤久子臨時委員長 それでは御指名でございますので、委員長が決まるまでの間、私が臨時の委員長を務めさせていただきます。

1 正副委員長の互選について

○近藤久子臨時委員長 早速ですが協議事項に入ります。議題1、正副委員長の互選についてであります。まず、委員長の互選を行いたいと思います。方法についてお諮りいたします。どのような方法により決定するか、委員の御意見を伺います。いかがいたしましょうか。

〔「立候補」との声あり〕

○近藤久子臨時委員長 ただいま立候補という声がありましたがそれでよろしいでしょうか。それでは、立候補に決定したいと思います。立候補される方の挙手をお願いします。

〔徳永泰臣委員、吉川遂也委員 挙手〕

○近藤久子臨時委員長 徳永泰臣委員、吉川遂也委員のお二人が立候補されました。委員の皆様の挙手により決定したいと思います。徳永泰臣委員を委員長とすることに賛成の方は挙手をお願いします。

〔挙手〕

○近藤久子臨時委員長 次に、吉川遂也委員を委員長とすることに賛成の方は挙手をお願いします。
〔挙手〕

○近藤久子臨時委員長 同数ですので、この場合臨時の委員長が挙手をすればよろしいでしょうか。それでは吉川遂也委員を、企画建設常任委員会委員長に決定いたします。委員長と席を代わりたと思います。

〔吉川遂也委員 委員長席へ〕

○吉川遂也委員長 それでは先ほど選出を頂きました吉川です。前期に引き続きまして皆様の意見をしっかりと反映させて、スムーズな委員会運営に努めたいと思っておりますのでご協力をお願いします。それでは続きまして、副委員長の互選を行います。方法についてお諮りします。どのような方法により決定するか、委員の御意見を伺います。

〔「立候補」との声あり〕

○吉川遂也委員長 立候補という意見がございましたがその他ございませんか。それでは、立候補に決定したいと思います。立候補される方の挙手をお願いします。

〔藤原洋二委員、松本みのり委員 挙手〕

○吉川遂也委員長 藤原洋二委員、松本みのり委員のお二人が立候補されました。先ほどと同じように挙手により決定したいと思います。藤原洋二委員を副委員長とすることに賛成の方は挙手をお願いします。

〔挙手〕

○吉川遂也委員長 次に、松本みのり委員を副委員長とすることに賛成の方は挙手をお願いします。

〔挙手〕

○吉川遂也委員長 同数ですので、委員長の私から決定をいたします。それでは藤原洋二委員に、企画建設常任委員会副委員長をお願いいたします。

〔藤原洋二委員 副委員長席へ〕

○吉川遂也委員長 それでは藤原副委員長から一言御挨拶をお願いいたします。

○藤原洋二副委員長 失礼いたします。企画建設常任委員会は初めてです。いろいろ勉強させていただきたいと思っております。よろしくをお願いいたします。

2 広島県水道広域連合企業団議会議員の選出について

○吉川遂也委員長 続いて議題2、広島県水道広域連合企業団議会議員の選出の件を議題とします。企業団議員については、2年ごとの常任委員会委員の改選に合わせて、企画建設常任委員会委員の中から候補者を選出し、議長の指名推選により議会の承諾を得ることとなっております。選出の方法についてお諮りします。どのような方法により選出するか、委員の御意見を伺います。

〔「立候補」との声あり〕

○吉川遂也委員長 それでは、立候補に決定したいと思います。立候補される方の挙手をお願いします。

〔堀井秀昭委員、松本みのり委員 挙手〕

○吉川遂也委員長 堀井秀昭委員、松本みのり委員のお二人の立候補がありました。挙手により選出し

たいと思います。まず堀井秀昭委員を選出される方の挙手をお願いします。

〔挙手〕

○吉川遂也委員長 次に、松本みのり委員を選出する方の挙手をお願いします。

〔挙手〕

○吉川遂也委員長 それでは堀井秀昭委員を、広島県水道広域連合企業団議会議員に選出します。

3 所管事務調査について

○吉川遂也委員長 続いて議題3、所管事務調査の件を議題とさせていただきます。事務局から説明をさせます。

○横山和昭議会事務局議事調査係長 議員の皆様はよく御存じのこととは思いますが、簡単に説明をさせていただきます。所管事務調査については、地方自治法第109条第2項において、常任委員会は、その部門に属する当該地方公共団体の事務に関する調査を行うよう規定されております。この所管事務調査権は、執行者から議案の提出があり、議会から付託されて審査する受動的な任務とは異なり、委員会が自主的に所管事務を取り上げ、積極的に調査を行う権限のことでありまして、委員会の自主的な決定により行うことができ、本会議の干渉を受けない委員会固有の権限となっております。この調査活動につきましても、議案審査と同様に、原則、会期中に限られております。ただし、会期中に調査が終了せず、継続して調査の必要がある場合は、閉会中の継続調査の手続を本会議において御議決いただき、閉会中も委員会として調査活動ができるものであります。本日、協議事項とさせていただきますが、6月定例会までの5月中に調査を必要とするものがあれば所管事務調査項目を設定していただき、閉会中の継続調査の手続を議長へ提出いたしますが、特になければ、本日は委員会を散会されてもよろしいかと思います。以上です。

○吉川遂也委員長 ただいま説明を受けましたが、5月中に調査を行うようであれば、手続をとります。なければ6月定例会の委員会で再度協議をしたいと思います。御意見がございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○吉川遂也委員長 それでは、なしということで、6月定例会の委員会で再度協議をしたいと思います。以上で本日の企画建設常任委員会を散会します。ありがとうございました。

午後2時18分 散 会

庄原市議会委員会条例第30条の規定によりここに署名する。

企画建設常任委員会

臨時委員長

委員長